



経済産業省



防衛装備庁

資料 2

防衛産業の下請ガイドライン策定に向けた アンケート調査結果概要資料

防衛産業の下請ガイドライン策定に向けた アンケート調査について

アンケート調査の概要

- 防衛産業の下請ガイドライン策定に向けて、防衛装備に係る事業者間における取引の特徴等を把握するため、ヒアリングを実施
- ヒアリングの結果を踏まえ、防衛装備に係る事業者間の取引の特徴等を幅広く把握していくためのアンケート調査を実施
- アンケート項目については、より防衛産業の取引の特徴等に配慮したものとするため、ヒアリングの結果を踏まえて、作成

アンケート調査の配布先及び回答数

- 配布企業数 約 3 5 0 社
- 配布先 日本造船工業会・日本防衛装備工業会・日本航空宇宙工業会（3工業会）の会員企業
ヒアリングへの参加意向があった企業（3工業会の会員企業を除く） 等
- 回答企業数 1 0 6 社

<経営規模内訳>

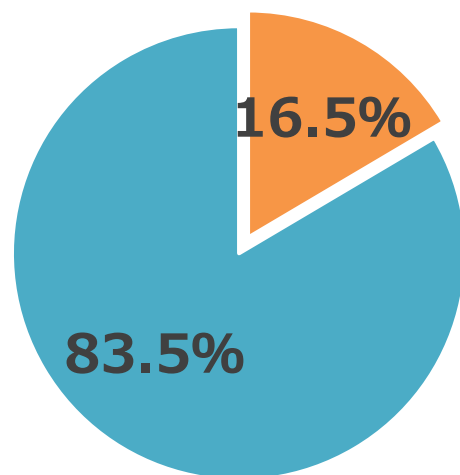
大企業	中小企業
2 9	7 7

<サプライチェーン階層内訳>

直接契約	Tier1	Tier2	Tier3	Tier4
2 1	3 4	4 0	9	2

（１）多品種少量生産

発注数量が、発注製品を作るために必要となる部品等の最低購入数量（ミニмумバイ）を下回り、部品等の余剰が生ずるため、当該余剰部品に係る費用の価格転嫁を求めたが拒否された。



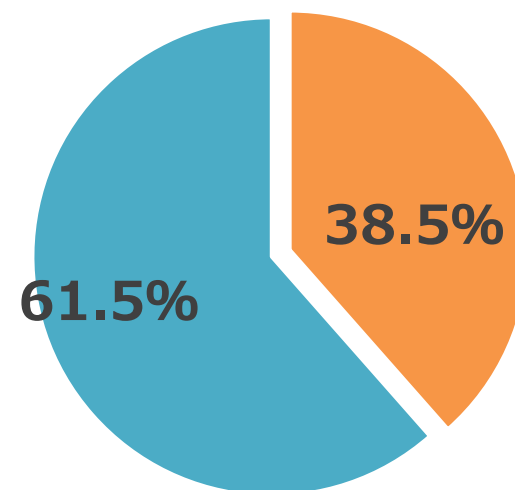
■ 該当する ■ 該当しない

<主な意見>

- ミニмумバイ費用の価格転嫁は認められても、在庫運用を促される場合がある。
- 発注量と単価が見合っていないため、今後事業を継続させるか検討中。

（２）長期に及ぶ製品サイクル・お久しぶり生産

貴社の製造において使用する発注者が所有する治工具・金型について、貴社が管理・保管している場合の当該金型等の保管等に要する費用が支払われず、無償で保管させられている。



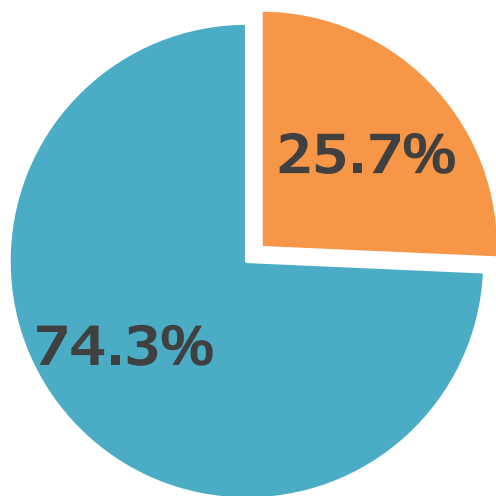
■ 該当する ■ 該当しない

<主な意見>

- 全ての治具を無償保管している。最近、3年使用していない治具は引上げしてもらえるようになった。
- 本来であれば都度借用であるが、双方の業務が煩雑になるため、暗黙の了解となっている。

（３）品質要求

貴社において、民生分野で一般的に活用されている製造プロセス（例えば検査要領）への変更提案が受け入れられない。



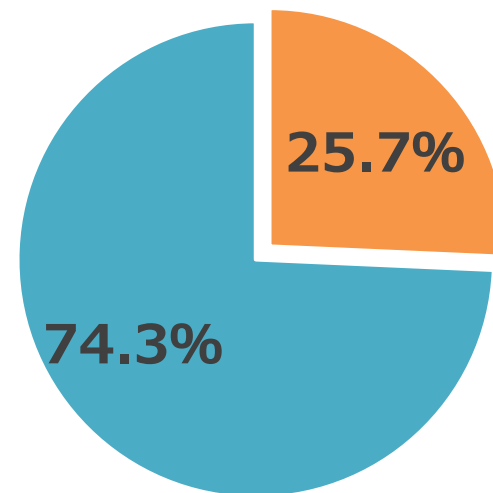
■ 該当する ■ 該当しない

<主な意見>

- 工法が変わらないため、新技術によるコストダウンができない。
- 実質的に顧客にオーソライズされた機器、手法しか使用できない。

（４）セキュリティ環境の確保

貴社が、発注元の仕様等による要求に基づき、設計図等、発注元から渡される保護すべき情報の保全に必要なソフトウェアの導入、金庫の設置、専用人材の配置等を行ったにもかかわらず、これらに係る費用が支払われなかった。



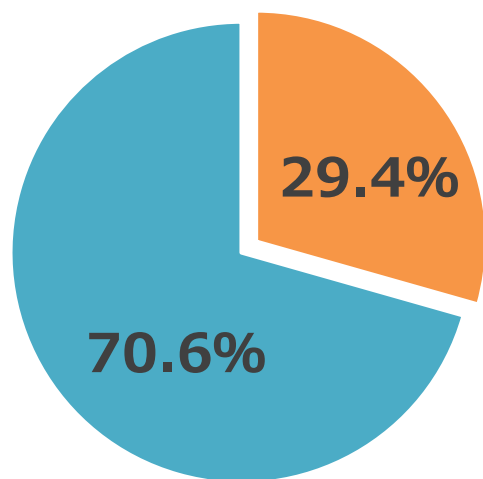
■ 該当する ■ 該当しない

<主な意見>

- 市場要求として自社で整備したが、そもそも請求していない。
- 請求できない雰囲気がある。

（５）長期にわたる取得プロセス

貴社が発注者に対して提出した見積りの有効期限終了後、エネルギー、原材料、人件費等が高騰し、当初提出した見積りよりも価格が上昇しているにもかかわらず、有効期限が切れた見積りの価格で発注された。



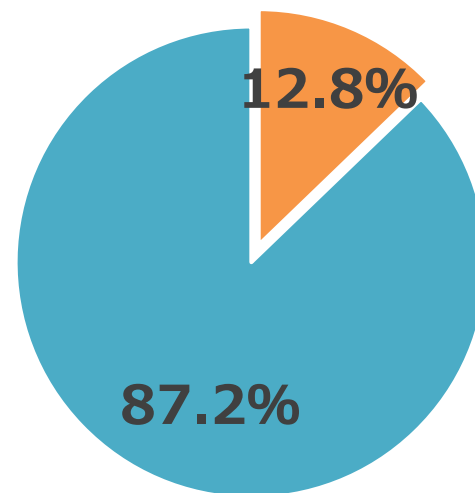
■ 該当する ■ 該当しない

<主な意見>

- 有効期限切れの見積書に対し、価格は据え置きで有効期限だけ延長するように指示される。
- タイムリーに価格改定ができないケースがある。

（６）まとめ発注

大量発注による価格低減効果がない製品もしくは価格低減のために貴社において他社との調整コストが生じる製品について、発注者から一方的に大量発注による減価を前提とした下請代金や調整コストを反映していない額で発注される。



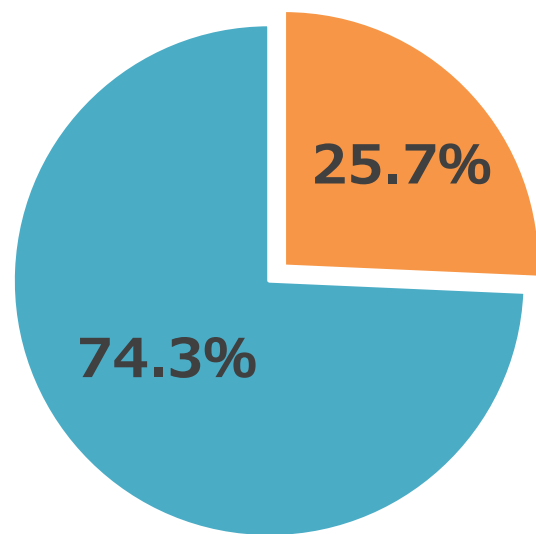
■ 該当する ■ 該当しない

<主な意見>

- 「まとめ」生産を行う場合、次回生産まで数年空く「お久しぶり」生産を生むリスクがあり、サプライチェーンの長期的維持の面からも課題がある。

（７）見積価格

貴社の作業時間等の見積りに対し、発注者から作業等の実態にそぐわない貴社が合理的でないと考える高い習熟度を求められ、作業時間等を削減された。



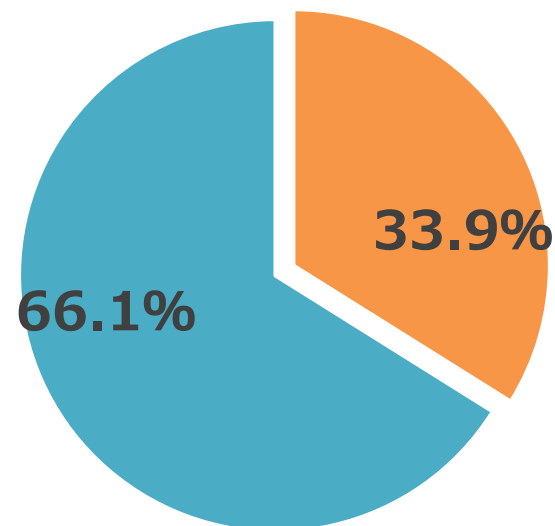
■ 該当する ■ 該当しない

<主な意見>

- 年度単位での生産機数に大きなバラツキがあるため、作業者を固定するわけにいかず、習熟度を継続することは困難である。

（８）物価高騰による価格転嫁

貴社が契約履行中におけるエネルギー、原料、人件費等のコスト上昇を発注者へ求めたが、発注者は当該価格転嫁を拒否した。



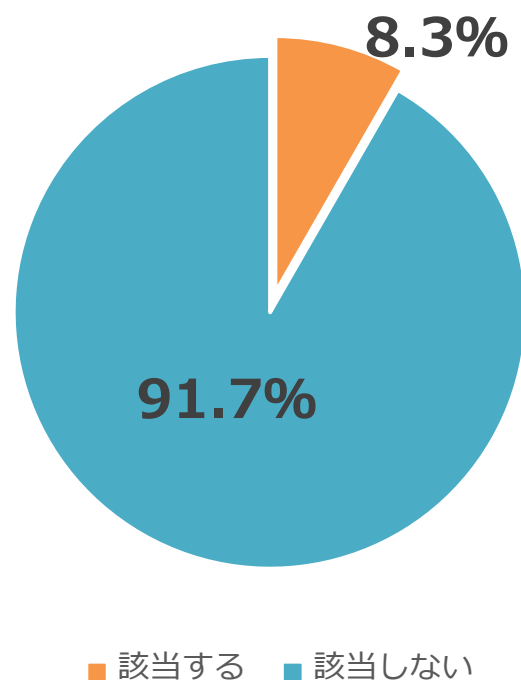
■ 該当する ■ 該当しない

<主な意見>

- 従来は、単価が固定で交渉の余地が無かったが、ごく最近になって物価高騰や人件費高騰に対しての価格交渉を受け入れてくれるようになった。一方で、一部の顧客では依然として受け入れてもらえない所もある

（９）受領手続

発注者の都合により、製品が完成しているにもかかわらず、発注者に受領を拒否されたり、期日になっても受領してもらえなかった。

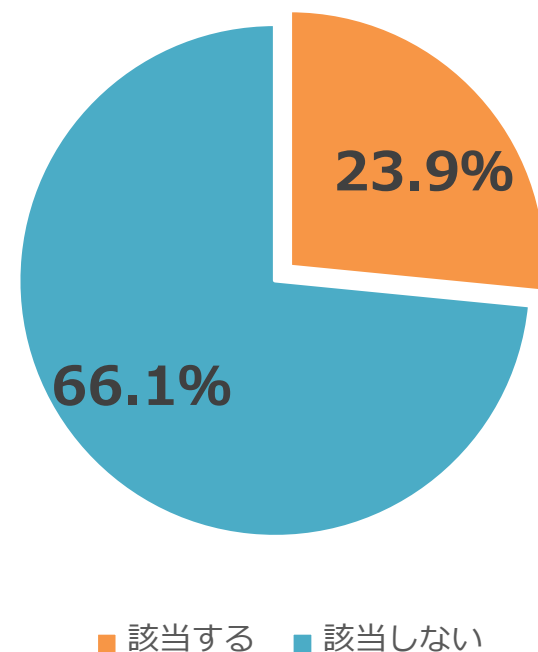


<主な意見>

- 組み立て品は、場所の都合で納入は遅らされることはあるが、検収はしてもらえる。
- 納期は流動的に変わるため、自社理由の場合も含め、都度調整している。

（１０）長期手形の交付

発注者から手形・電子記録債権・一括決済方式（ファクタリング等）により支払われているところ、満期までの期間が、支払期日から起算して120日以上（繊維業は90日）である。

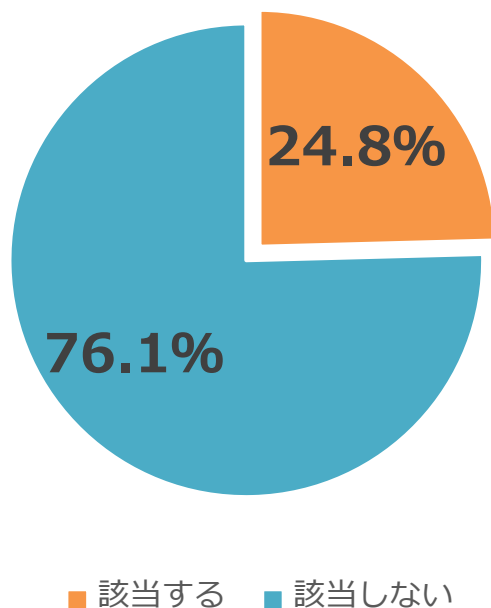


<主な意見>

- 支払期日が120日の会社が多く、毎月の支払いを正確に予測する必要がある。
- 180日後支払の企業がある。

(1 1) その他

事故・災害等による納入遅延に係る延納金等の損害賠償金に関し、発注者と受注者間の責任分岐点や損害賠償金の負担割合が不明確である。



<主な意見>

- 不具合に係る手戻り作業等の求償は事例があるが、責任分岐点や損害賠償金の負担割合は個別に協議している。

参考（各質問項目への回答率）

カテゴリー	質問項目	該当あり
（１）多品種 少量生産	発注数量が、発注製品を作るために必要となる部品等の最低購入数量（ミニマムバイ）を下回り、部品等の余剰が生ずるため、当該余剰部品に係る費用の価格転嫁を求めたが拒否された。	16.5%
（２）長期に 及ぶ製品サイ クル・おとし ぶり生産	長期間にわたり価格改定が行われていない製品について、原材料等の高騰に伴い、価格改定を求めたが、従来どおりに据え置かれたまま発注された。	26.6%
	量産終了から相当の期間経過している製品の数年ぶりの発注（いわゆる「お久しぶり生産」）について、同程度の製品を製造するために必要な設備投資・設計等のコストを負担することなく、一方的に従前の価格のまま据え置かれた。	21.1%
	貴社の製造において使用する発注者が所有する治工具・金型について、貴社が管理・保管している場合の当該金型等の保管等に要する費用が支払われず、無償で保管させられている。	38.5%
	量産終了から一定期間経過した後において保管している金型・治具等について、貴社から発注者に対し破棄や返還を申し入れたにもかかわらず、何ら応答をしないなどして、以降も無償で保管をさせられた。	23.9%
（３） 品質要求	発注者が製品を受領した後、発注時の仕様で指定されていなかったにもかかわらず、仕様基準を満たしていないとして、貴社に製品を引き取らせた。	12.8%
	従前合意していた基準では合格していた製品について、発注者が一方的に変更した厳しい検査基準を満たすよう、やり直しを求められた。	23.9%
	貴社において、民生分野で一般的に活用されている製造プロセス（例えば検査要領）への変更提案が受け入れられない。	25.7%
（４） セキュリティ 環境の確保	貴社が、発注元の仕様等による要求に基づき、設計図等、発注元から渡される保護すべき情報の保全に必要なソフトウェアの導入、金庫の設置、専用人材の配置等を行ったにもかかわらず、これらに係る費用が支払われなかった。	25.7%
	貴社が、外国人労働者の活用可否について発注者に問い合わせたところ、明示的な可否の回答及び説明がなかった。	11%

参考（各質問項目への回答率）

カテゴリー	質問項目	該当あり
(5) 長期にわたる取得プロセス	貴社が発注者に対して提出した見積りの有効期限終了後、エネルギー、原材料、人件費等が高騰し、当初提出した見積りよりも価格が上昇しているにもかかわらず、有効期限が切れた見積りの価格で発注された。	29.4%
	契約期間が長く、製品等の納入後に支払いが原則のため、キャッシュフローの課題が生じている	29.4%
(6) まとめ発注	大量発注による価格低減効果がない製品もしくは価格低減のために貴社において他社との調整コストが生じる製品について、発注者から一方的に大量発注による減価を前提とした下請代金や調整コストを反映していない額で発注される。	12.8%
(7) 見積価格	発注時に決定された下請代金について、貴社に責めに帰すべき理由がないにもかかわらず、振込手数料や端数等を差し引いて支払うなど、発注後に減額された。	8.3%
	貴社の作業時間等の見積りに対し、発注者から作業等の実態にそぐわない貴社が合理的でないと考える高い習熟度を求められ、作業時間等を削減された。	25.7%
	貴社の単金（一時間あたり作業時間単価、いわゆる「レート」）見積りに対し、発注者が十分な説明もなく、貴社が合理的でないと考える単金に減額された。	20.2%
	貴社の見積り根拠（実績、他社見積り、単なる見積りなど）に応じ、発注者が十分な説明もなく、貴社が合理的でないと考える一定の割合で見積額を減額された。	21.1%
	貴社が提出した見積りに対し、発注者が材料費、直接経費等の各経費項目単位で貴社が合理的でないと考える端数処理を行った価格で発注された。	14.7%
	量産終了後、補用品等を従来よりも小ロットの発注になった場合や、当初計画とは別ロットで製造等する場合、コストが上昇すると見積もったにもかかわらず、従前の単価で発注された。	16.5%
	発注者が、予算の都合等による金額を基準とした、通常支払われるべき対価よりも低い金額を一方的に決定した（いわゆる「指値」）。	20.2%
(8) 物価高騰による価格転嫁	貴社が契約履行中におけるエネルギー、原料、人件費等のコスト上昇を発注者へ求めたが、発注者は当該価格転嫁を拒否した。	33.9%

参考（各質問項目への回答率）

カテゴリー	質問項目	該当あり
（９）受領手続	発注者の都合により、製品が完成しているにもかかわらず、発注者に受領を拒否されたり、期日になっても受領してもらえなかった。	8.3%
（10）長期手形の交付	発注者から手形・電子記録債権・一括決済方式（ファクタリング等）により支払われているところ、満期までの期間が、支払期日から起算して120日以上（繊維業は90日）である。	23.9%
（11）その他	当初合意していた設計を事後的に発注者の都合で変更されたところ、設計変更に必要な費用が生じたにもかかわらず、発注者にこれを負担してもらえなかった。	12.8%
	支払期日が、貴社が製品を納品した日から起算して60日の期間において、かつ、できる限り短い期間内に定めた期間内の支払期日が定められていない。	17.4%
	発注者から発注を受けた際に、名称、発注を受けた日、下請事業者の給付内容及び受領日、受領場所、下請代金の額、支払期日、手形の金額及び満期、一括決済方式で支払う場合の金融機関名等、電子記録債権で支払う場合の債権満期日、有償支給する場合の品名・数量・対価等が記載している書面を、正当な理由がないにも関わらず、直ちに交付されていない。	7.3%
	貴社が、事前に承諾していないにもかかわらず、支払期日等の条件が書面等に代えて電磁的記録によって提供される。	1.8%
	発注時に定めた支払期日までに下請代金の全額が支払われなかった。 （支払期日が定められていない場合、貴社が納品した日から起算して60日以内に、下請代金の全額が支払われなかった。）	0.9%
	単価を引き下げる単価改定を行ったところ、改定により引き下げられた単価がすでに発注された製品についても遡って適用された。	0%
	納品した後、発注者や、発注者の顧客において不用になったとして、余った製品を貴社に引き取らせた。	0%
	発注者から、貴社に対して有償で支給した原材料等の対価を、当該原材料等を用いた給付に係る下請代金の支払期日より早い時期に相殺されたり支払わされたりした。	4.6%
	顧客から依頼が取り消されたとして、それまで受注者側が負担した費用が補填されることなく、発注を取り消された。	3.7%

参考（各質問項目への回答率及び他産業ガイドライン参照状況）

カテゴリー	質問項目	該当あり
(11) その他	以下のような購入・利用強制をされた。 (例) ・貴社においてすでに必要な保険に加入しているにもかかわらず、発注者が指定する保険に加入させられた。 ・貴社において、必要な性能を満たす設備機器を保有しているにもかかわらず、発注者が指定するリース会社との契約を強いられた。 ・発注者が自らのノルマを達成するため、貴社では不要な機材やソフトウェア等を購入させられた。	1.8%
	契約内容に金型の図面や製造ノウハウの提供が含まれていないにもかかわらず、金型の納入に併せて当該図面を無償で納品するよう要請を受けた。	1.8%
	貴社が、発注元から受託した作業を実施するために必要な部品・材料等を海外企業から調達する際に、納期が長くなったり、高額な価格を要求されたりする場合に、発注元から当該事情を考慮しない納期が設定されたり、当該部品等の価格が十分に転嫁できなかったりする。	17.4%
	事故・災害等による納入遅延に係る延納金等の損害賠償金に関し、発注者と受注者間の責任分岐点や損害賠償金の負担割合が不明確である。	24.8%